日本郵政グループ

PRESS RELEASE

2026年11月24日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

令和8年11月20日からの大雪に対する非常取扱いの実施について

令和8年11月20日からの大雪にかかる被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、この度の災害により、災害救助法が適用された地域の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施します。

なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いをいたします。

記

1　対象地域

【福島県】

耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

2　取扱内容

(1)　貯金関係（別紙1参照）

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

(2)　保険関係（別紙2参照）

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

3　取扱郵便局および取扱店

(1)　貯金関係

郵便局※およびゆうちょ銀行各店舗

※簡易郵便局を含みます（貯金取扱局に限ります。）。

(2)　保険関係

郵便局※およびかんぽ生命保険各支店

※簡易郵便局を除きます。

注　災害等の影響により、ご利用いただけない郵便局、ゆうちょ銀行店舗、かんぽ生命保険支店またはATMがございます。お客さまには大変ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

4　取扱期間

(1)　貯金関係

2026年11月24日（火）から2026年12月23日（水）まで

(2)　保険関係

ア　保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ　保険金の支払い等の非常取扱い
2026 年 11 月 24 日（火）から 2026 年 12 月 23 日（水）まで

【お客さまのお問い合わせ先】
<別紙 1 関係> ゆうちょコールセンター 0120－108－420 〔受付時間：ゆうちょ銀行 Web サイトのお問い合わせページでご確認ください。〕 ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。 ※ご利用の際は、発信者番号を通知してください。 （電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に 186 を付けてお掛けください）
<別紙 2 関係> かんぽコールセンター 0120－552－950 （フリーダイヤル） 〔受付時間：平日　9：00～21:00 土・日・休日　9：00～17:00〕 （1 月 1 日から 3 日を除きます。）
日本郵便株式会社お客様サービス相談センター ＜電話番号＞ 0120－23－28－86（フリーダイヤル） 携帯電話からご利用のお客さま 0570－046－666（通話料はお客さま負担です） 〔受付時間：全日　8:00～21:00〕 おかけ間違いのないようにご注意ください。
日本郵政株式会社 クライシスマネジメント統括部 災害対策室 電　話：03－3477－0115(直　通) 〔受付時間：平日　9：00～18：00〕

（別紙１）

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

1　対象のお取り扱い等

	取　扱　い　の　内　容	取　扱　期　間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金および定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金の払戻し ・払戻証書による払戻金および返還金支払通知書による返還金の払渡し ※　おひとりさま 20 万円まで ※　窓口でゆうちょ通帳アプリをご提示いただけるとお手続きをスムーズに行うことができます	2026 年 11 月 24 日（火）から 2026 年 12 月 23 日（水）まで
2	・定額貯金の据置期間（6 か月）内の払戻し ・定期貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）	

2　ATM での入出金

通帳やキャッシュカードをなくされた場合でも､ゆうちょ通帳アプリをご利用の場合は、ATM を操作し、表示される QR コード※を読み取ることで入出金が可能です。

窓口が営業していない時間でもATMのご利用時間であればお取り扱いいただけますのでこちらもご活用ください。

※QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

〈ゆうちょ通帳アプリでの入出金をご利用可能な ATM〉

すべてのゆうちょ ATM（郵便局やゆうちょ銀行店舗、商業施設等の出張所にある ATM、ファミリーマート等に設置している小型 ATM）

操作方法はこちらをご確認ください。

（別紙２）

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1　保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長 6 か月間延伸いたします。

2　保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

	取　扱　種　別	取　扱　期　間
1	保険金および未経過保険料の支払い	2026 年 11 月 24 日（火）から 2026 年 12 月 23 日（水）まで
2	基本契約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
3	特約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	契約者貸付利率の減免（※）	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）	
7	契約者配当金の支払い	

※　ご契約内容により契約者貸付利率の減免が行われない場合があります。